

入札説明書

「国立劇場おきなわ昇降機設備保守業務」

令和5年2月
公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団

配 布 資 料

一.	入札説明書	1
二.	昇降機設備保守業務仕様書	3
三.	契約書（案）	11
四.	委任状（3種）	17
五.	入札書（3種）	23
六.	競争入札参加者注意書	26
七.	質問・応答用紙	32
八.	提出を要する書類等一覧	33

入札説明書

1. 競争入札に付する事項

業務件名：国立劇場おきなわ昇降機設備保守業務
履行場所：国立劇場おきなわ(沖縄県浦添市勢理客四丁目14番1号)
業務内容：建築物に付帯する昇降機の保守点検を行うものである。
履行期間：令和5年4月1日～令和6年3月31日
対象数量：常用エレベーター 3基
荷物用エレベーター 1基

2. 競争入札執行の日時及び場所

- (1) 日時：令和5年3月16日(木) 午後15時00分
(2) 場所：国立劇場おきなわ 3階会議室

3. 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程第16条及び第17条に該当しない者であること。
(2) 全省庁統一資格において、「役務の提供等」の営業品目「建物管理等各種保守管理」で「A」、「B」、又は「C」の等級に格付けされた九州・沖縄地域の競争参加資格を有すること。
(3) 令和2年度以降、継続して12ヶ月以上にわたり、建築基準法別表第一(い)欄(一)～(四)項に掲げる建築物で、延べ面積5,000m²以上の施設において、昇降機保守管理業務を履行した実績を有すること。
(4) 業務責任者及び配置予定技術者として、次の基準を満たす者を配属できる者であること。また、会社に所属している証明(雇用保険被保険者証の写し)を提出すること。
①業務責任者は、国土交通大臣認定「昇降機検査資格者」であり、本業務の実務経験が10年以上あること。
②配置予定技術者は、特に有資格者を必要としないが、本業務の専門技術者(実務経験者3年以上)であること。
(5) 沖縄県内に本店・支店又は営業所を有すること。

4. 競争入札参加資格に関する審査書類の提出先等

- (1) 提出先：下記まで持参し、申し出ること。
(場 所) 沖縄県浦添市勢理客四丁目14番1号
(担当課) 公益財団法人 国立劇場おきなわ運営財団 管理課営繕係
(電 話) 098-871-3303
(F A X) 098-871-3322
(2) 締 切：令和5年3月10日(金) 午後5時まで

5. 質問について

- (1) 提出期限：令和4年3月8日(水) 午後2時(期限厳守)
(2) 質問は、管理課営繕係にて文書で、受け付ける。
回答は、FAXにて行う。
FAX：098-871-3322
(3) 受付時間は、土曜日、日曜日を除く午前10時から午後5時までとする。
最終日は、午後2時までとする。

6. 入札保証金及び契約保証金
免除する。

7. 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8. 入札の無効

本公告に示した競争参加に必要な資格のない者の提出した入札書、その他入札説明書に添付する「公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団競争入札参加者注意書」第21条各号に掲げる入札書は、無効とする。

9. 落札者の決定方法

本公告に示した役務を提供できると契約担当者が判断した入札者のうち、「公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団会計事務取扱要領」第12条の規定に基づいて、作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

10. 契約の細目

文部科学省発注工事請負等契約規約（平成13年文部科学省訓令）別記二号製造請負契約基準を準用するものとする。

11. その他

本入札は次年度当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続きであり、予算成立後に効力を生じる者であることから、理事会及び評議員会で当初予算案が承認されなかった場合には契約を締結しない。

昇降機設備保守業務仕様書

この仕様書は、国立劇場おきなわの昇降機設備を適宜調整し、安全かつ良好な運転状態に保つよう保守業務を行うための大要を示すものである。

この仕様書に記載のない事項については、発注者と受注者間の協議により作業の対象と認められるものは、発注者の指示によって業務対象とする。

1. 業務名 国立劇場おきなわ昇降機設備保守業務

2. 所在地 沖縄県浦添市勢理客四丁目14番1号

3. 業務対象
国立劇場おきなわの昇降機
『昇降機設備概要』(別紙1)に記載のとおり。
フルメンテナンス契約 乗用 3台
フルメンテナンス契約 荷物用 1台

4. 履行期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

5. 業務内容

国土交通省大臣官房官庁営繕部監修建築保全業務共通仕様書（平成30年版）に準ずるほか下記による。

- (1) 昇降機を正常かつ良好な運転状態に保つこと。
- (2) 次に掲げる基準を満たす職員を配置すること。
 - 1) 業務責任者は、国土交通大臣認定「昇降機検査資格者」であり、本業務の実務経験が10年以上であること。
 - 2) 現場技術者は、特に有資格者（免許・資格）を必要としないが、本業務の専門技術者（実務経験が3年以上）であること。
- (3) 昇降機各部の定期点検（1回/月を基本とする。）、給油を行い、必要に応じて機器を構成する各部分の修理、取替を行うこと。
- (4) 乗用については、定期的に専門技術者遠隔操作により診断運転を行い運転状態を点検し機器の異常・変調を確認すること。
- (5) 乗用については、遠隔監視装置により、受信専門技術者が運転状態を24時間監視すること。
- (6) 故障連絡等のあったときは、速やかに対応すること。

各種作業は、財団（国立劇場おきなわ）の営業に支障のないよう実施する。

また、作業が一般利用者の支障のないよう注意すること。

常に利用者からみられていることを認識し、不必要的私語、態度等をとらぬよう注意すること。

教育・文化施設であることを十分認識し、利用者に良好な態度で接すること。

6. 異常等の報告

この業務を遂行中に設備機器の異常を発見した場合や、かご内装、乗場戸三方枠、敷居等の修理、取替等の大規模修理を必要と判断した場合には、直ちに発注者に報告し、協議を行うものとする。

7. 安全確保

業務実施においては、関係法令を遵守し、火災、危害等の防止に注意するとともに、危険を伴う業務の実施においては、十分に安全を確保しなければならない。

8. 業務の確認等

受注者は、発注者の指定する業務が終了した場合には、係員の立合を求め確認を受ける。ただし、発注者が承諾した場合には、立合によらず写真、記録等により確認を受けることができるものとする。

発注者は、確認の結果、仕様書の内容を満たさない業務状態等であると判断した場合には、受注者に対し口頭または書面により改善要求を行い、契約金額の減額措置等を行う。それでもなお、改善がみられない場合には、契約を解除することができるものとする。

- a. 仕様書等で定める内容の適切な履行がなされていなかった場合
- b. 機器の調整や復旧等に適切な対応がなされていなかった場合

9. 成果報告書

次の報告書を定期的に提出すること。

- (1) 定期点検報告書……専門技術者が訪問点検を行った場合に提出する。
- (2) 遠隔点検報告書……遠隔操作で点検を行った場合に点検、診断内容と評価を提出する。
- (3) 利用状況報告書……定期的に利用状況と運行状態のデーターを提出する。
- (4) 性能検査報告書……性能検査を行った場合に提出する。
- (5) その他発注者が必要と認め提出を求めた書類

10. 業務計画書の提出

受注者は業務内容の保守業務計画書を提出し、あらかじめ発注者の承諾を受ける。

- (1) 業務実施方法
- (2) 業務実施体制（組織）図
- (3) 緊急時連絡体制図
- (4) 業務実施工程表（年間及び月間）
- (5) 業務従事者名簿（証明写真貼付）

業務上の責任者（以下『業務代理人』という。）等の名簿、及び資格を有する業務にあっては、その充足を示す書類。履歴書、経歴書等。

- (6) 使用機材等一覧表
- (7) その他必要な事項

11. 部品の手配等

- (1) 故障頻度の多い部品をあらかじめ確保すること。
- (2) 部品等は純正品（メーカー仕様）をもって交換すること。

12. 機材等の負担区分

この業務の遂行に必要な計器、工具、機材等は、原則として受注者が負担するものとする。ただし、電力、用水等は無償で供与する。

13. 修理・取替の範囲

通常使用により生じた摩耗及び劣化による構成部品の修理、取替は、メンテナンス契約範囲一覧表（別紙2）に基づき行うものとする。

14. 業務の実施

この業務は、原則として平日の日中に行うものとするが、発注者が指定する業務については、協議により業務を行うものとする。

15. 必要事項の充足

本仕様書は、設備機器の保守点検についての大綱を示すものであるから、本仕様書に記載されていない事項であっても常識的に必要であると認められるものについては、受注者においてこれを充足するものとする。

16. 建築基準法第12条に基づく定期報告業務を行う。

定期報告書は2部作成し、特定行政庁（浦添市）への報告書提出を含む。

（建築基準法に基づく報告項目を点検し、定められた様式にて報告書の作成を行う）

昇降機設備概要

種 別	1, 2及び3号機	4号機
用途種別	乗用	荷物用
台 数	計 3台	1台
操作方法	方向性乗合全自動方式	単式自動(自動戸閉式)
駆動方式	交流	交流
速 度	60m/分	30m/分
積載荷重	900kg	3000kg
定 員	13名	-----
停 止 階	1号機-2カ所、2号機-3カ所、 3号機-4カ所	4カ所
出入口寸法 (mm)	幅900×高さ2100	幅4000×高さ2500
かご内法	間口1600×奥行1350	間口4000×奥行2750
電動機容量	1台あたり 5.5kw	37kw×2
動力電源	AC - 3φ - 210V - 60HZ	AC - 3φ - 210V - 60HZ
管制運転	地震時、火災時管制 及び停電時自動着床装置	地震時、火災時管制 及び停電時自動着床装置
	車椅子・視覚障害者対策	

※ 1号機 大劇場、 2号機 ロビー側事務室前、 3号機 楽屋口
 4号機 大劇場舞台横

フルメンテナンス契約範囲一覧表（乗用エレベータ）

◎契約に含まれる修理、取替、調整の範囲は次のとおり

卷上機	(1) シャフト (2) 軸受・オイルシール (3) ブレーキ・コイル、シューライニング、カップリング及びその付属部品 (4) 駆動綱車 (5) 防振ゴム (6) パルスエンコーダー
電動機	(7) 卷線、軸受、回転子及びその付属部品
制御盤	(8) 抵抗、コンデンサー、スイッチ、リレー、ヒューズ類、ブレーカー、トランス、プリント基板、配線材 (9) インターфон用バッテリー (10) 遠隔監視点検装置
調速機	(11) 張り車、軸受及びその付属部品
かご関係	(12) かご綱車及び軸受 (13) かごガイド・シュー及びその付属部品 (14) かご非常止め装置 (15) 運転操作盤の付属部品 (16) 扉開閉装置及びその付属部品 (17) 扉安全装置及びその付属部品 (18) ドア・ガイドシュー、ドア・ハンガー及びその付属部品 (19) 光センサー及びその付属部品 (20) 階床表示装置及びその付属品 (21) 換気装置の部品 (22) 照明部品 (23) インターфон (24) 停電灯装置 (25) 積載超過装置及びその付属部品
ホール信号装置	(26) 外呼びボタン及びその付属部品 (27) 階床表示装置及びその付属部品 (28) 到着灯、予約灯、チャイム及びその付属部品
外扉装置	(29) ドア・スイッチ及びその付属部品 (30) ドア・クローザー及びその付属品 (31) 扉解錠機構装置及びその付属部品 (32) ドア・ハンガー及びその付属部品 (ロワー・ガイドシュー含む)
昇降路関係	(33) 頂部綱車及び軸受 (34) つり合おもり綱車及び軸受 (35) 卷上用ロープ (36) 調速機ロープ (37) つり合いチェーン (38) 移動ケーブル (39) リミットスイッチ及びその付属部品 (40) ベーンブラケット及びその付属部品
ピット関係	(41) 緩衝器及びその付属部品 (42) 冠水センサー
その他	(43) 電気配管配線一式（但し昇降路外配管配線を除く）

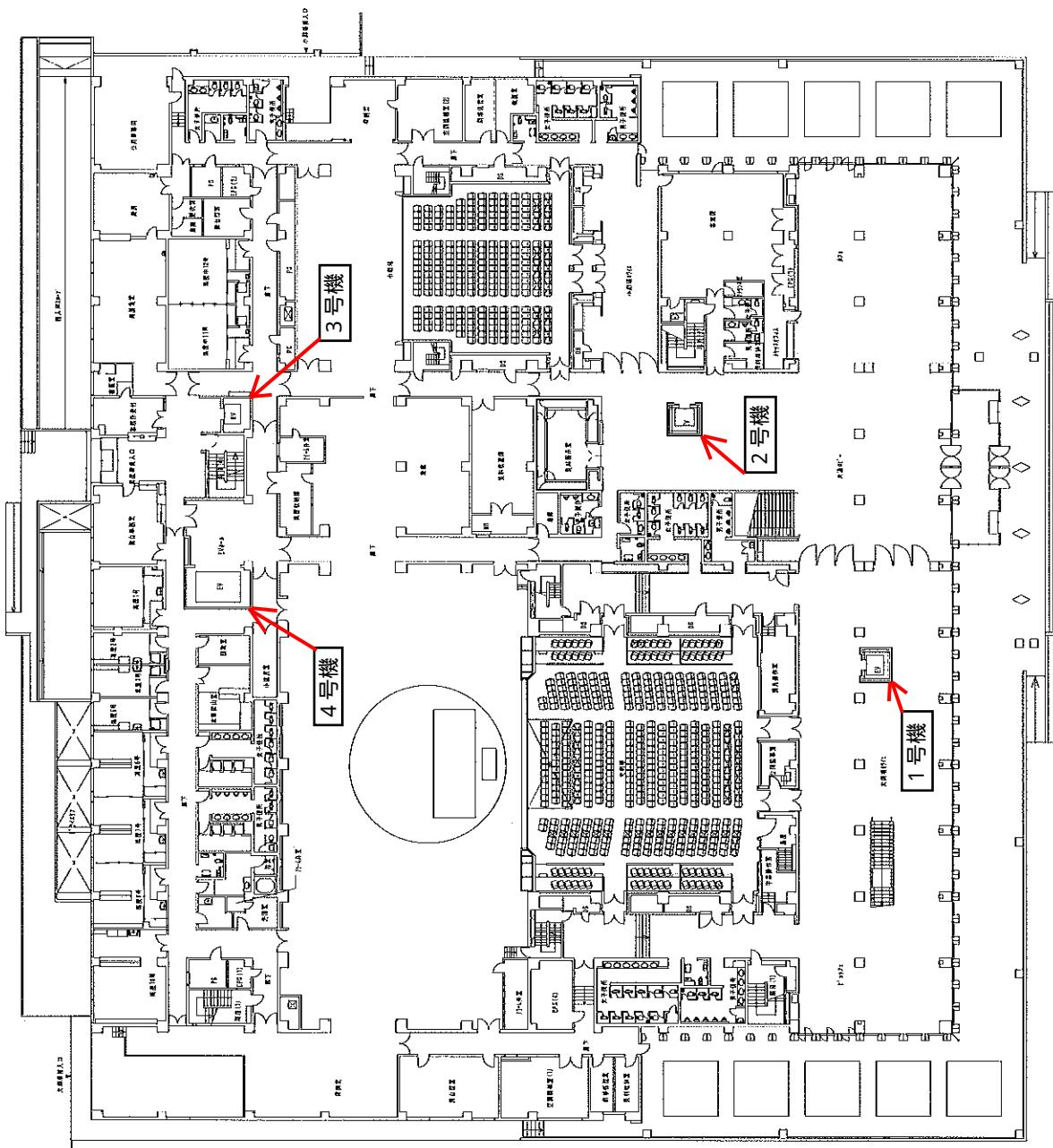
フルメンテナンス契約範囲一覧表（荷物用エレベータ）

◎契約に含まれる修理、取替、調整の範囲は次のとおり

モーター	(1)巻線及び回転子 (2)軸受
油圧機器	(3)ポンプ装置 (4)バルブ装置 (5)サイレンサー装置 (6)オイルタンク、フィルター
制御盤	(7)抵抗、コンデンサー、スイッチ、リレー、ヒューズ類、ブレーカー、トランス、プリント基板、配線材
調速機	(8)張り車、軸受及びその付属部品
かご関係	(9)かごガイド・シュー及びその付属部品 (10)かご非常止め装置 (11)運転操作盤の付属部品 (12)扉開閉装置及びその付属部品 (13)扉安全装置及びその付属部品 (14)ドア・ガイドシュー、ドア・ハンガー及びその付属部品 (15)光センサー及びその付属部品 (16)階床表示装置及びその付属品 (17)換気装置の部品 (18)照明部品 (19)インターhorn (20)停電灯装置 (21)積載超過装置及びその付属部品
ホール信号装置	(22)外呼びボタン及びその付属部品 (23)階床表示装置及びその付属部品 (24)到着灯、予約灯、チャイム及びその付属部品
外扉装置	(25)ドア・スイッチ及びその付属部品 (26)ドア・クローザー及びその付属品 (27)扉解錠機構装置及びその付属部品 (28)ドア・ハンガー及びその付属部品 (ロワー・ガイドシュー含む)
昇降路関係	(29)プランジャー綱車 (30)巻上用ロープ (31)調速機ロープ (32)移動ケーブル (33)リミットスイッチ及びその付属部品 (34)位置検出装置
ピット関係	(35)緩衝器及びその付属部品
その他	(36)電気配管配線一式（但し昇降路外配管配線を除く）

国立劇場おきなわ 昇降機仕様

	1号機	2号機	3号機	4号機
用途	乗用	乗用	乗用	荷物用
制御方式	可変電圧可変周波数制御方式	可変電圧可変周波数制御方式	可変電圧可変周波数制御方式	油圧サイドランジャーウェイ
操作方式	方向性乗合全自動方式	方向性乗合全自動方式	方向性乗合全自動方式	単式自動(自動戸開式)
積載荷重	900kg	900kg	900kg	3000kg
定員	13名	13名	13名	—
速度	60m/min	60m/min	60m/min	30m/min
停止ヶ所	2ヶ所(1~2階)	3ヶ所(1~3階)	4ヶ所(B1、1~3階)	4ヶ所(正面:B1、背面:1~3階)
戸形式	二枚戸中央開き式	二枚戸中央開き式	二枚戸中央開き式	二枚戸上開き式
電動機容量	5.5kW	5.5kW	5.5kW	37kW × 2
管制運転	地震 自家発	有 P波(普通級地震計付) 無	有 P波(普通級地震計付) 無	有 無
火災	有	有	有	有
特記事項	1. 車椅子仕様 2. 視覚障害者仕様(オートアナウンス付) 3. 停電時自動着床装置	1. 車椅子仕様 2. 視覚障害者仕様(オートアナウンス付) 3. 停電時自動着床装置	1. 車椅子仕様 2. 視覚障害者仕様(オートアナウンス付) 3. 停電時自動着床装置	1. 停電時自動着床装置 2. 視覚障害者仕様(オートアナウンス付) 3. 停電時自動着床装置
監視盤	有	有	有	有
追加機器(契約内)	遠隔監視、点検装置	遠隔監視、点検装置	遠隔監視、点検装置	遠隔監視装置



機種名	機種番号	機種名	機種番号
機種名	機種番号	機種名	機種番号
機種名	機種番号	機種名	機種番号
機種名	機種番号	機種名	機種番号
機種名	機種番号	機種名	機種番号

令和 5 年度
建築保全業務契約書
(昇降機設備保守業務)

公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団

建築保全業務契約書

業務名 国立劇場おきなわ昇降機設備保守業務
契約金額 金 1,744,600 円也
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 158,600 円)

上記の消費税額及び地方消費税額(以下「消費税等」という。)は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、代金額に110分の10を乗じてある。

発注者 公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団(以下「甲」という。)と受注者 エス・イー・シーエレベーター株式会社沖縄支社 専務取締役支社長 稲森 一幸(以下「乙」という。)との間において、国立劇場おきなわ昇降機設備保守業務(以下「業務」という。)について、上記の契約代金額で、次の条項によって委託契約を結ぶものとする。

契約の対象 1.用途及び台数 ロープ式乗用エレベータ 3台
機械番号 56NP0887、56NP0888、56NP0889
2.用途及び台数 油圧式荷物用エレベータ 1台
機械番号 56NP0890

第1条 乙は、別紙仕様書及びその他の書類に基づき業務を行うものとする。

第2条 この契約の期間は、令和5年4月1日～令和6年3月31日までとする。

第3条 乙は、国立劇場おきなわにおいて業務を行うものとする。

第4条 乙は、この契約に係る業務の全部を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

- 2 乙は、本業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、10日前までに再委託承認申請書を甲に提出するとともに、事前に書面による甲の承認を受けなければならない。
- 3 乙は、第2項により第三者に委任し、又は請負わせた場合に、当該第三者が排除対象者(第17条第1項各号に該当する者)であることが判明したときは、直ちに当該第三者と契約を解除しなければならない。
- 4 乙は、第2項により第三者に委任し、又は請負わせた場合に、業務の履行及び当該第三者の行為について全責任を負うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。
- 5 乙が前各項に違反した場合は、甲は本契約を解除することができる。この場合の違約金、損害金については、第16条第1項から第2項の規程を準用する。

第5条 乙は、業務従事者の身元、衛生、風紀及び規律の維持等一切の責任を負うものとし、甲が不適

当と認めた者は、業務に従事させないことが要求できるものとする。

2 乙は、この契約に関する労働基準法、労働者災害補償保険法等に基づく業務従事者の身分保障について、一切の責を負うものとする。

第6条 甲は、この業務の遂行に必要な施設及び設備並びに物品を乙に無償で使用させるものとする。

2 乙は、前項の施設及び設備を善良な管理者の注意をもって使用するものとし、故意又は重大な過失により滅失又は毀損した場合は、弁償の責を負うものとする。

第7条 乙が、やむを得ない理由により業務を遂行できないときは、甲・乙間で協議するものとする。

第8条 **契約代金**の支払いは、12回払いとする。

第9条 乙は、業務完了の毎月に「業務完了報告書」を公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団管理課へ提出する ものとする。

第10条 **契約代金**の請求書は、業務完了の翌月に公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団に送付する。

第11条 **契約代金**は、前項の適法な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

第12条 甲は乙に対し、本契約の締結につき独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程第26条に基づく契約保証金の納付を免除する。

第13条 甲又は乙が、次の各号のいずれかに該当するときは、相手方はこの契約を解除することができる。

- (1) 乙の責めに帰すべき事由により本契約の履行が不能になったとき。
- (2) 本件役務をなす能力を失ったとき。
- (3) 甲又は乙の信用又は名誉を傷つける等、相手方との信頼関係が損なわれたとき。
- (4) 第三者より差押え、仮差押え、仮処分、その他強制執行もしくは競売の申立て、又は公租公課の滞納処分を受けたとき。
- (5) 破産手続開始、特別精算開始の申立て等の事実が生じたとき。
- (6) その他、本契約の条項のいずれかに違反したとき。

2 甲の都合により業務を必要としなくなったときは、甲は契約を解除しようとする日の3ヶ月前までに乙に文書をもって通知し、この契約を解除することができる。

3 乙が正当な理由によりこの契約を解除しようとするときは、乙は契約を解除しようとする日の3ヶ月前までに、甲に文書をもって申し出てその承認を得るものとする。

第14条 前条1項により本契約が解除されたときは、被解除者は、これにより解除者の被った損害を賠償しなければならない。

第15条 乙は、契約履行中に知り得た発注者の秘密を漏洩し、他の目的に使用してはならない。又、本契約終了後といえども同様とする。

第16条 乙が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約代金額(本契約締結後、契約代金の変更があった場合には、変更後の契約代金)の10分の1に相当する金額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (2) この契約に関し、乙(法人にあっては、その役員又は使用人)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第89条第1項に規定する刑が確定したとき。
- (3) 債務不履行があったとき。
- 2 乙が前項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。
- 第17条 乙は、乙、乙の役員もしくは実質的に経営に関与する者又は従業員等(以下「役員等」という。)が次の各号のいずれにも該当しないこと又は該当しなかったことを表明し、かつ将来的にわたっても該当しないことを確約する。
- (1) 次に掲げる者(以下「反社会的勢力」という。)
- イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規程する暴力団をいう。)
 - ロ 暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)
 - ハ 暴力団準構成員(暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行う恐れがあるもの、又は暴力団もしくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持もしくは運営に協力し、もしくは関与するものをいう。)
- ニ 暴力団関係企業(暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員もしくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持もしくは運営に積極的に協力しもしくは関与する企業又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持もしくは運営に協力している企業をいう。)
- ホ その他反社会的勢力であること。
- (2) 反社会的勢力に対し、資金もしくは役務提供等をすること又は、反社会的勢力と何らかの取引をすること。
- (3) 前各号に掲げることのほか、反社会的勢力と何らかの関係を持つこと。
- (4) 自ら又は第三者を利用して、物品の購入強要、寄付金・贊助金強要、機関紙購入強要、示談交渉介入等について暴力的な要求行為又は法的責任を超えた不当な要求等を行うこと。
- (5) その他違法行為をもって不正な利益の実現を図ること。
- 2 乙は、乙の再委託先、再委託先の役員もしくは実質的に経営に関与する者又は従業員等が前項の各号のいずれにも該当しないこと又は該当しなかったことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

3 乙又は再委託先が第1項各号いずれかに該当する場合には、甲は乙に対して催告することなく本契約を解除することができる。

第18条 この契約についての細目は、文部科学省が定めた文部科学省発注工事請負等契約規則を準用するものとする。

第19条 この契約に関する訴えの管轄は、公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団の所在地を管轄区域とする那覇地方裁判所とする。

第20条 この契約について定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、甲・乙間において協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、甲・乙は記名押印のうえ、2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

令和5年4月1日

(甲) 沖縄県浦添市勢理客四丁目14番1号
公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団

理事長 照屋 義実

(乙)

特約条項

第1条 次の各号に定める事項は、本契約の対象に含まれないものとする。

- (1) 別紙契約範囲一覧表(以下「一覧表」という。)に記載されない部品や機器等の修理、または取替工事。
- (2) 卷上機、電動機等の機器の一式取替。
- (3) 修理または取替工事に関する建築関連工事。
- (4) 諸法規の改正及びそれに付随する官公署の命令若しくは要請による設備の改修、または新規附属物追加に関する工事。
- (5) 不適切な使用等に起因して発生する工事。
- (6) 地震等の天災地変、その他不可抗力に起因して発生する修理または取替工事。
- (7) その他前各号に準ずる工事または作業。

第2条 受注者は、次の各号に定める事由により生じた本契約上の債務の履行遅滞、履行不能、毀損及びこれらに関する発注者または第三者に生じた損害並びに間接的な損害については、その責を負わないものとする。

- (1) 同盟罷業、その他の争議行為、建物閉鎖、天災地変、その他、不可抗力に基づく場合。
 - (2) 発注者の占有または管理上の責任に基づく場合。
 - (3) 発注者または第三者の故意または過失に基づく場合。
 - (4) その他前各号に準じる事由に基づく場合。
- 2 原因の如何を問わず、発注者または昇降機設備所有者、乗客若しくは第三者の営業及び就業が休止または阻害されたことにより生じた休業損害、営業損失並びに逸失利益等の損害については、受注者はその責を負わないものとする。

第3条 受注者は、受注者の所有する遠隔監視装置及び遠隔点検装置を発注者の施設内に設置する。

- 2 遠隔監視装置及び遠隔点検装置に必要な電話回線は、受注者の負担で受注者が開設する。
- 3 電話回線は受注者の所有とし、基本料金及び通話料金は受注者の負担とする。

第4条 本契約が解除され遠隔監視装置及び遠隔点検装置を撤去する場合は、発注者に事前に連絡するものとし、撤去費用等は受注者の負担とする。

その際、撤去に伴う本契約対象エレベータの修理費用は受注者の負担とする。

第5条 本契約で定める受注者の行う全ての作業は、受注者の就業時間(受注者の通常勤務日の通常時間)内に行われるものとし、受注者の就業時間外に行われる場合は、本契約には含まれない。ただし、受注者の都合により行われる場合と違隔操作による点検並びにエレベータが故障でかつ緊急を要する場合はこの限りでない。

また、公演中及び貸館等の催事が行われている場合は休日等であっても緊急を要するものにあっては、本契約に含むものとする。

第6条 受注者は、定期的に点検及び検査を行った際、仕様書に基づいた報告書を発注者に提出する。

第7条 発注者・受注者は、本契約並びに本契約履行に伴い知り得た相手方の機密事項は、他に漏洩しないものとし、本条は本契約解約後も引き続き効力を有するものとする。

【代理委任状の参考例1：社員等が入札のつど競争入札参加者の代理人となる場合】

委 任 状

令和〇年〇月〇日
(入札書の提出日)

(公財) 国立劇場おきなわ運営財団 御中

委任者（競争入札参加者）
[住 所] 沖縄県〇〇市〇〇〇一〇
[氏 名] 〇〇株式会社
代表取締役 〇〇〇〇 印

私は、〇〇〇〇を代理人と定め、下記の一切の権限を委任します。

記

令和5年3月16日 (公財) 国立劇場おきなわ運営財団において行われる
「国立劇場おきなわ昇降機設備保守業務」の一般競争入札に関する件

受任者（代理人）使用印鑑



(注) これは参考例（様式及び記載内容）であり、必要に応じて適宜追加・修正等
(委任者が任意に様式で作成するものを含む。) があっても差し支えない。

【代理委任状の参考例2：支店長等が一定期間競争入札参加者の代理人となる場合】

委 任 状

令和〇年〇月〇日
(入札書の提出日)

(公財) 国立劇場おきなわ運営財団 御中

委任者(競争入札参加者)
[住 所] 沖縄県〇〇区〇〇〇-〇-〇
[氏 名] 〇〇株式会社
代表取締役 〇〇〇〇 印

私は、下記の者を代理人と定め、貴運営財団との間における下記の一切の権限を委任します。

記

受任者(代理人) 沖縄県〇〇市〇〇〇-〇-〇
〇〇株式会社
〇〇支店長 〇〇〇〇

委任事項 1 入札及び見積もりに関する件
2 契約締結に関する件
3 入札保証金及び契約保証金の納付及び還付に関する件
4 契約物品の納付及び取り下げに関する件
5 契約代金の請求及び受領に関する件
6 復代理人の選任に関する件

委任期間 令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

受任者(代理人) 使用印鑑



印

(注) これは参考例(様式及び記載内容)であり、必要に応じて適宜追加・修正等
(委任者が任意に様式で作成するものを含む。) があっても差し支えない。

【代理委任状の参考例3：支店等の社員等が入札のつど競争参加者の復代理人となる場合】

委 任 状

令和〇年〇月〇日
(入札書の提出日)

(公財) 国立劇場おきなわ運営財団 御中

委任者（競争入札参加者の代理人）
[住 所] 沖縄県〇〇市〇〇〇一〇一〇
[氏 名] 〇〇株式会社
〇〇支店長 〇〇〇〇 印

私は、〇〇〇〇を〇〇株式会社代表取締役〇〇〇〇（競争入札参加者）の復代理人と定め、下記の一切の権限を委任します。

記

令和5年3月16日（公財）国立劇場おきなわ運営財団において行われる「国立劇場おきなわ昇降機設備保守業務」の一般競争入札に関する件。

受任者（復代理人）使用印鑑



- （注）1. この場合、競争入札参加者からの代理委任状（復代理人の選任に関する委任が含まれていること。）が提出されることが必要である。
2. これは参考例（様式及び記載内容）であり、必要に応じて適宜追加・修正等（委任者が任意に様式で作成するものを含む。）があっても差し支えない。

委任状

令和 年 月 日

(公財) 国立劇場おきなわ運営財団 御中

委任者（競争入札参加者）
[住所]
[氏名]

私は、 を代理人と定め、下記の一切の権限を委任します。

記

令和5年3月16日 (公財) 国立劇場おきなわ運営財団において行われる
「国立劇場おきなわ昇降機設備保守業務」の一般競争入札に関する件

受任者（代理人）使用印鑑



委任状

令和 年 月 日

(公財) 国立劇場おきなわ運営財団 御中

委任者 (競争入札参加者)

[住 所]

[氏 名]

私は、下記の者を代理人と定め、貴運営財団との間における下記の一切の権限を委任します。

記

受任者 (代理人)

- 委任事項
- 1 入札及び見積もりに関する件
 - 2 契約締結に関する件
 - 3 入札保証金及び契約保証金の納付及び還付に関する件
 - 4 契約物品の納付及び取り下げに関する件
 - 5 契約代金の請求及び受領に関する件
 - 6 復代理人の選任に関する件

委任期間 令和 年 月 日から
 令和 年 月 日まで

受任者 (代理人) 使用印鑑



委任状

令和 年 月 日

(公財) 国立劇場おきなわ運営財団 御中

委任者（競争入札参加者の代理人）

[住所]

[氏名]

私は、をの復代理人と定め、下記の一切の権限を委任します。

記

令和5年3月16日 (公財) 国立劇場おきなわ運営財団において行われる「国立劇場おきなわ昇降機設備保守業務」の一般競争入札に関する件。

受任者（復代理人）使用印鑑



入札書

件名 国立劇場おきなわ昇降機設備保守業務

入札金額 金 円也

(消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった契約金額の110分の100に相当する金額)

仕様書に従って上記請負業務を履行するものとし、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和 年 月 日

(公財) 国立劇場おきなわ運営財団 御中

競争入札参加者

[住 所]

[氏 名]

印

入札書

件名 国立劇場おきなわ昇降機設備保守業務

入札金額 金 円也

(消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった契約金額の110分の100に相当する金額)

仕様書に従って上記請負業務を履行するものとし、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和 年 月 日

(公財) 国立劇場おきなわ運営財団 御中

競争入札参加者
[住所]
[氏名]

代理人
[氏名] 印

入札書

件名 国立劇場おきなわ昇降機設備保守業務

入札金額 金 円也

(消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見
積もった契約金額の110分の100に相当する金額)

仕様書に従って上記請負業務を履行するものとし、入札に関する
条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和 年 月 日

(公財) 国立劇場おきなわ運営財団 御中

競争入札参加者

[住 所]

[氏 名]

復代理人

[氏 名]

印

公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団競争入札参加者注意書

公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団（以下「財団」という。）で発注する工事の請負契約等に係る一般競争又は指名競争入札に参加しようとする者（以下「競争参加者」という。）は、下記の注意事項を守らなければならない。

記

（入札保証金）

第1 競争参加者は、入札公告、公示又は指名通知において入札保証金を納付すべきこととされた場合にあっては、入札書の提出期限までに、その者の見積もる入札金額の 100 分の 5 以上の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。

（入札保証金に代わる担保）

第2 第1に規定する入札保証金に代わる担保の種類及び担保の価値は次に掲げるとおりとする。

区分	種類	価値
ア	国債	債券金額
イ	政府の保証のある債券	額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは発行価額）の 8割に相当する金額
ウ	地方債	債券金額
エ	出納命令役が確実と認める社債	額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは発行価額）の 8割に相当する金額
オ	銀行又は出納命令役が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第二百九十五号）第三条規定する金融機関をいう。以下同じ。）が振り出し又は支払を保証した小切手	小切手金額

（入札保証金等の納付）

第3 競争参加者は、入札保証金を入札保証金納付書に添えて、理事長に納付しなければならない。

第4 競争参加者は、入札保証金として提供する担保が国債ニ関スル法律（明治三十九年法律第三十四号）の規定により登録された国債又は社債等登録法（昭和十七年法律第十一

号) の規定により登録された地方債であるときは、当該国債又は地方債に質権設定の登録手続きをし、かつ、登録済通知書又は登録済書を入札保証金納付書に添付して、理事長に納付しなければならない。

第5 競争参加者は、入札保証金として提供する担保が第4に規定するもの以外のものであるときは、当該担保を入札保証金納付書に添付して、理事長に納付しなければならない。

第6 競争参加者は、第3から第5までの規定により、入札保証金及び入札保証金納付書等を納付するときは、担当職員の確認を受けたのち、これを封筒に入れ密封し、かつ、その封皮に、入札保証金が現金であるときはその金額、入札保証金として提供する担保が国債その他の有価証券等であるときは有価証券等の種類、有価証券の券面金額の種類に応じ必要な事項並びに競争参加者の氏名(法人にあっては、その名称又は商号)を明記するものとする。

第7 競争参加者は、保険会社との間に財団を被保険者とする入札保証保険契約を結んだ場合には、当該契約に係る保険証券を理事長に提出しなければならない。

(入札保証金等の還付)

第8 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、競争入札が完結し契約の相手方が決定したときは、契約の相手方となるべき者以外の者に対しては即時これを還付し、契約の相手方となるべき者に対しては契約書をとりかわした後(契約書を作成しないときは、契約事項の履行を開始した後)にこれを還付するものとする。

(入札保証金の財団帰属)

第9 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、契約の相手方となるべき者が当該契約を結ばないときは、財団に帰属するものとする。

(入札)

第10 競争参加者は、図面、仕様書、現場説明書等を熟覧し現場確認の上、この注意書を熟読し入札しなければならない。この場合において、図面、仕様書、現場説明書等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

第11 競争参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)等に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 競争参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の競争参加者と入札金額又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。
- 3 競争参加者は、落札者の決定前に、他の競争参加者に対して入札金額を意図的に開示してはならない。

(入札辞退)

第12 競争参加者のうち、入札を辞退しようとする者は、次の各号に掲げるところにより、入札を辞退することができる。

- (1) 入札執行前にあっては、入札辞退書を契約担当役にて直接持参又は郵送(入札執行日の前日までに到達するものに限る。)により提出するものとする。

- (2) 開札執行中にあっては、入札辞退書又はその旨を明記した入札書を、入札執行担当者に直接提出するものとする。
- 2 入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札参加等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(代理人)

第13 競争参加者又はその代理人は、当該入札に参加する他の競争参加者の代理人となることはできない。

(入札書の提出)

第14 競争参加者は、入札書を作成し、当該入札書を封筒に入れ密封し、かつ、その封皮に競争参加者の氏名（法人の場合にあっては、その名称又は商号）及び当該入札の件名を表記し、入札公告、公示又は指名通知に示した日時までに、その入札執行場所に提出しなければならない。

- 2 提出された入札書は開札前も含め返却しないものとする。競争参加者が連合し若しくは不穏の行動をなす等の情報があった場合又はそれを疑うに足りる事実を得た場合には、入札書を必要に応じ公正取引委員会に提出する場合があるものとする。

第15 入札書は、〔入札保証金の全部を免除された場合であって、理事長においてやむを得ないと認めたときは〕書留郵便をもって提出することができる。この場合においては、二重封筒とし、表封筒に入札書在中の旨を朱書し、中封筒に入札件名及び入札日時を記載し、理事長あての親筆で提出しなければならない。（注：〔 〕は当該契約が特定調達契約に該当する場合に削除する。）

第16 前項の入札書は、入札公告、公示又は指名通知に示した日時までに到着しないものは無効とする。

第17 代理人が入札する場合は、入札書に競争参加者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して押印しておかなければならない。

(入札書の記載事項の訂正)

第18 競争参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しておかなければならぬ。

(入札書の引換え等の禁止)

第19 競争参加者は、その提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることができない。
(競争入札の延期又は廃止)

第20 理事長は、競争参加者が相連合し又は不穏の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行できない状況にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することができる。

(無効の入札)

第21 次の各号の一に該当する入札書は、これを無効のものとして処理する。

- (1) 一般競争の場合において、公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書
- (2) 指名競争の場合において、指名をしていない者の提出した入札書
- (3) 競争入札に付される件名等の表示、入札金額の記載のない入札書
- (4) 競争参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）の記載及び押印のない又はそれらが判然としない入札書
- (5) 代理人が入札する場合における競争参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名の記載及び押印のない又はそれらが判然としない入札書（記載のない又はそれらが判然としない事項が競争参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）又は代理人であることの表示である場合には、正当な代理であることが代理委任状その他で確認されたものを除く。）
- (6) 競争入札に付される件名等の表示に重大な誤りのある入札書
- (7) 入札金額の記載が不明確な入札書
- (8) 入札金額を訂正したものでその訂正について印の押してない入札書
- (9) 納付した入札保証金の額が入札金額の 100 分の 5 に達しない場合の当該入札書
- (10) 入札公告、公示又は指名通知において示した入札書の受領最終日時までに到着しなかった入札書
- (11) 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した入札書
- (12) その他入札に関する条件に違反した入札書

(開札)

第22 開札は、競争参加者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、競争参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に關係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

(開札場の自由入退場の禁止)

第23 開札場には、競争参加者又はその代理人並びに入札執行事務に關係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び第 22 の立会い職員以外の者は入場することができない。

第24 競争参加者又はその代理人は、入札開始時刻以後においては、開札場に入場することができない。

第25 競争参加者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員に身分証明書を提示し、又代理人をして入札させる場合においては入札権限に関する委任状の提出及び全省庁統一資格の資格審査結果通書（写）、又は一般競争（指名競争）参加資格認定通知書（写）、一般競争（指名競争）参加資格者名簿登録通知書（写）を提出しなければならない。

第26 競争参加者又はその代理人は、理事長が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

第27 開札場において、公正な執行を妨げようとした者は、開札場から退去させるものとする。

第28 開札場において、公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために連合した者は、開札場から退去させるものとする。

(落札者の決定)

第29 有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。

第30 第 29 の規定に係わらず、契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とすることがある。この場合において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる申込みをした者は、理事長の行う調査に協力しなければならない。

第31 第 29 の規定に係わらず、契約の相手方となるべき者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とすることがある。

第32 第 30 及び第 31 の規定により契約の相手方を決定したときは、他の入札者に入札結果を通知する。

(再度入札)

第33 開札をした場合において、競争参加者の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行うことができる。ただし、郵送による入札を行った場合において、直ちに再度の入札を行うことができないときは、理事長が指定する日時において再度の入札を行う。

(同価格の入札者が 2 人以上ある場合の落札者の決定)

第34 落札となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に關係のない職員にこれに代わってくじを引かせ、落札者を決定する。

(契約書の作成)

第35 契約書を作成する場合においては、落札者は、理事長から交付を受けた契約書に記名押印し、落札決定の日から 7 日以内(落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、理事長が合理的と認める期間)に契約書の取り交しを行うものとする。

第36 落札者が第 35 に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札の決定を取り消す

ものとする。

(請書等の提出)

第37 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、第35に定める期間内に請書その他これに準ずる書面を理事長に提出しなければならない。ただし、理事長がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。

(契約保証金の納付等)

第38 契約の相手方は、入札公告、公示又は指名通知において契約保証金を納付すべきこととされた場合にあっては、指定の期日までに契約金額の100分の10以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。

第39 契約の相手方は、契約保証金を契約保証金納付書に添えて、理事長に納付しなければならない。

第40 契約保証金に代わる担保の種類、価値及び提供の手続きは、入札保証金に代わる担保に関する定めを準用する。

第41 契約保証金として納付する担保が保証事業会社の保証であるときは、当該担保の価値は保証金額とし、契約の相手方は、当該保証を証する書面を契約保証金納付書に添付して、理事長に提出しなければならない。

第42 契約の相手方は、保険会社との間に財団を被保険者とする履行保証保険契約を結んだ場合には、当該契約に係る保険証券を理事長に提出しなければならない。

第43 契約の相手方は、公共工事履行保証証券による保証を付する場合には、当該保証を証する証券を理事長に提出しなければならない。

第44 落札者は、契約上の義務履行前に契約保証金に代わる担保として提供した小切手がその公示期間を経過することとなり、又は契約保証金に代わる担保として提供した手形がその満期になるときは、当該小切手又は手形に代わる契約保証金を納付しなければならない。ただし、理事長が、これらの有価証券の取立て及び当該取立てに係る現金の保管をした場合はこの限りではない。

(契約保証金の財団帰属)

第45 落札者が納付した契約保証金又は契約保証金に代わる担保は、これを納付又は提供了者が契約上の義務を履行しないときは、財団に帰属するものとする。

(契約保証金の還付)

第46 契約保証金又は契約保証金の担保は、契約に基づく給付が完了したときその他契約保証金又は契約保証金に代わる担保を返還する事由が生じたときは、これを還付する。

(異議の申立)

第47 入札をした者は、入札後、この注意書、図面、仕様書、現場説明書等についての不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

質問・応答用紙

令和 年 月 日

業務名 令和5年度国立劇場おきなわ昇降機設備保守業務

(質問欄) 下記の事項について質問します。

社名 TEL FAX

氏名 役職名

(応答欄) 上記のお問い合わせにつきましては、次のとおりです。

〈TEL 098-871-3303〉
(公財) 国立劇場おきなわ運営財団管理課〈FAX 098-871-3322〉

質疑提出期限

令和5年3月8日午後2時

※質疑のある場合のみ提出のこと

※FAX送信後は電話で到着確認を行うこと

昇降機設備保守業務

提出を要する書類等一覧

1 事前に提出を要する書類等

- (1) 昇降機設備保守業務の実績申告書 (様式1及び別添質問事項)
- (2) 誓約書 (様式2)
- (3) 会社案内(パンフレット等)、経歴書及び業務説明書
- (4) 入札説明書 3. (2)、(3)、(4)に掲げる資格を明らかにする書類

提出期限 令和5年3月10日(金) 午後5時まで

提出先 (公財)国立劇場おきなわ運営財団 管理課営繕係

郵送での提出は不可。持参すること。

様式 1

昇降機設備保守業務実績等申告書

(公財) 国立劇場おきなわ運営財団 殿

令和 年 月 日

会 社 名	印
代 表 者 名	
本 社 所 在 地	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
担 当 者 部 署 名	
担当者職・氏名	

県内における拠点の所在地 (支店・営業所等)	名称 住所 (国立劇場おきなわまでの所要時間 分程度)
電 話 番 号	
F A X 番 号	
営 業 時 間	曜日 時間
電 話 対 応 時 間	曜日 時間
緊 急 連 絡 先	
顧 客 窓 口 用 の 電 話 番 号	
業務に関して所属している協会並びに団体等の名称	

質問事項

Q 1	最寄の管理事務所（支店・営業所）に昇降機設備保守点検関連技術者は何名いますか？	事業所住所 TEL () 名・いない
Q 2	令和2度以降、12ヶ月以上にわたり、建築基準法別表第一(い)欄(一)～(四)項に掲げる建築物で延床面積5,000m ² 以上の建築物に付帯する昇降機の保守管理の受託実績はありますか。あれば右欄に当該施設名と面積をご記入ください。	施設名 契約年度 延床面積 m ² 契約期間 年 月 ~ 年 月
Q 3	貴社では、現場従業員への教育制度（特に実技に伴う事）はありますか。	<input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> 無い
Q 4	業務責任者及び現場技術者の本業務の実務経験について記入下さい。	業務責任者 経験年数 年 現場技術者 経験年数 年

(公財) 国立劇場おきなわ運営財団 殿

住 所

会社名

役 職

氏 名

(印)

誓 約 書

(公財) 国立劇場おきなわ運営財団における「国立劇場おきなわ昇降機設備保守業務」の入札書提出にあたり、下記のとおり誓約します。

記

1. 独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程第16条及び第17条の規定に該当しません。また、次のいずれにも該当していません。
 - 1) 虚偽又は不正な方法により登録を受けた者。
 - 2) 経営状態が著しく不良となり、入札に参加させることが不適当と認められる者。
2. 取引停止の措置を受けている期間中のものではありません。
3. 弊社が契約相手に決定したときは、(公財) 国立劇場おきなわ運営財団が提示する仕様書に基づき、本請負業務を誠実に履行します。

以上